

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該日が休日には、
翌日とする)

目次

◆条例

鳥取県警察官顕彰条例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例

一部を改正する条例

鳥取県教育課程審議会条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

条例

鳥取県警察官顕彰条例をここに公布する。

昭和四十二年七月七日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県条例第十九号

鳥取県警察官顕彰条例

(目的)

第一条 この条例は、鳥取県警察官（鳥取県警察に勤務する警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十五条第一項に規定する警察官をいう。以下「警察官」という。）が、危害を加えられ又は災害を受けるおそれがあるにもかかわらず、これをかえりみることなくその職務を忠実に遂

行したことにより、危害を加えられ又は災害を受け、そのため死亡し、不具廃疾となり、疾病にかかり又は負傷した場合において、その行為が特に賞讃すべきであると認められるとき、これを顕彰し、その栄誉をたえることを目的とする。

(顕彰金)

第二条 知事は、警察官が前条に掲げる要件に該当する場合においては、当該警察官又はその遺族に対し顕彰金を贈つて顕彰するものとする。

2 前項の顕彰金の額は、別表のとおりとする。

(遺族の範囲)

第三条 前条第一項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一 配偶者（婚姻の届出をしていないが、警察官の死亡当時事實上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で警察官の死亡当時その収入によつて生計を維持していたもの

三 前二号に掲げる者のほか、警察官の死亡当時その収入によつて生計を維持していた親族

4 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が、顕彰金を受ける順位は、同項各号の順位により、

第二号又は第四号に掲げる者の中には、それぞれ当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 顕彰金を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合には、顕彰金は、その人数によつて等分して贈る。

4 顕彰金を受けるべき遺族が、第一項第三号又は第四号に掲げる者であるときは、その二分の一に相当する額以内を減額することができる。

(事務の処理)

第四条 この条例による警察官の顕彰に関する事務は、鳥取県警察本部警務部監察課において処理する。

(規則への委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表

死 亡 し た と き。	結 果 の 区 分	顕 彰 金 の 額
第一級		一、五〇〇、〇〇〇円
第二級		一、三七〇、〇〇〇円
第三級		一、一三〇、〇〇〇円
第四級		一、一一〇、〇〇〇円
第五級		九六〇、〇〇〇円
第六級		八三〇、〇〇〇円
第七級		八一〇、〇〇〇円
第八級		六〇〇、〇〇〇円
第九級		四九〇、〇〇〇円
第十級		三八〇、〇〇〇円
第十一級		二六〇、〇〇〇円
第十二級		

備考

この表中第一級から第十四級までの区分は、それぞれ労働基準法施行規則(昭和二十二年厚生省令第二十三号)別表第二に掲げる第

一級から第十四級までの等級の区分に応する身体障害の度合を示し、

その決定については同規則第四十条第二項から第五項までの規定の例による。

疾病にかかり又は負傷したとき。	療養を要する期間が六月以上	第一十三級	一一〇、〇〇〇円
六月未満	療養を要する期間が一月以上	第十四級	一五〇、〇〇〇円
三月未満	療養をする期間が十四日以上	上一月未満	七〇、〇〇〇円
			五〇、〇〇〇円
			三〇、〇〇〇円

鳥取県条例第二十号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十二年七月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第七中「上長田小学校大木屋分校」を「西伯小学校大木屋分校」に改めること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十二年七月七日

鳥取県知事 石破二朗

(遺族給付)
第六条 法第五条第一項第三号に規定する遺族給付は、遺族給付年金又は遺族給付一時金として支給する。

鳥取県条例第二十一号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和三十年十月鳥取県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「七百円」を「千三百円」に、「千円」を「千八百円」に改め、同条第三項中「第一号に該当する者については二十円」を「第一号に該当する者については三十三円」に、「婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。」を「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情があり、又はあつた者を含む。」に改める。

第五条第一項中「三級」を「七級」に、「第一種障害給付」を「障害給

付年金」に、「四級」を「八級」に、「第二種障害給付」を「障害給付一時金」に改め、同条第二項中「二以上ある場合の」の下に「身体障害の」を加え、同条第四項中「前項」を「前項第一号」に、「各々の」を「各の」に、「同項」を「同号」に、「三級」を「七級」に改め、同条第五項中「三級」を「七級」に、「第一種障害給付の金額」を「障害給付年金の額」に、「四級」を「八級」に、「第二種障害給付の金額」を「障害給付一時金の額」に、「十三」を「二十五」に改め、同条第七項を削る。

第六条から第八条までを次のように改める。

(遺族給付年金)

第七条 遺族給付年金を受けることができる遺族は、協力援助者の配偶者と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、協力援助者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）以外の者にあつては、

協力援助者の死亡の当時次の各号に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。
一　夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、父母又は祖父母については、五十五歳のとすると。

二　子又は孫については、十八歳未満であること。
三　兄弟姉妹については、十八歳未満又は五十五歳以上であること。

四　前三号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、廃疾の状態（別表に定める七級以上の等級の身体障害に該当する状態又は輕易な労務以外の労務には服することができない程度の心身の故障がある状態をいう。）にすること。

協力援助者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、協力援助者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた子とみなす。

3 遺族給付年金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

第八条 遺族給付年金の額は、一年につき次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 納付基礎額に三百六十五を乗じて得た額（次号において「納付基礎額の年額」という。）の百分の二十五に相当する額

二 遺族給付年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族給付年金を受けることができる遺族一人につき納付基礎額の年額の五に相当する額。ただし、その額が納付基礎額の年額の百分の二十五に相当する額をこえるときは、納付基礎額の年額の百分の二十五に相当する額を除く。

3 遺族給付年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、遺族給付年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

第八条の次に次の八条を加える。

第八条の二 遺族給付年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号の一に該当するに至つたときは、その者は、遺族給付年金を受けることができる遺族でない。

二 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき。

一 死亡したとき。

三 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事實上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。

四 離縁によつて、死亡した協力援助者の親族関係が終了したとき。

五 子、孫又は兄弟姉妹については、十八歳に達したとき（協力援助者の死亡の時から引き続き第七条第一項第四号に定める廃疾の状態にあるときを除く。）。

六 第七条第一項第四号に定める廃疾の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたとき（夫、父、母又は祖父母については、協力援助者の死亡の當時五十五歳以上であったとき、子又は孫については、十八歳未満であるとき、兄弟姉妹については、十八歳未満であるか又は協力援助者の死亡の當時五十五歳以上であつたときを除く。）。

2 遺族給付年金を受けることができる遺族が前項各号の一に該当するに至つたときは、その者は、遺族給付年金を受けることができる遺族でなくなる。

第八条の三 遺族給付年金を受ける権利を有する者の所在が一年以上明らかでない場合には、当該遺族給付年金は、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請によつて、その所在が明らかでない間、その支給を停止する。この場合において、同順位者がないときは、その間、次順位者を先順位者とする。

2 前項の規定により遺族給付年金の支給を停止された遺族は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

3 第八条第三項の規定は、第一項の規定により遺族給付年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合に準用する。この場合において、同条第三項中「増減を生じた月」とあるのは、「支

給が停止され、又はその停止が解除された月」と読み替えるものとする。

(遺族給付一時金)

第八条の四 遺族給付一時金は、次の場合に支給する。

一 協力援助者の死亡の当時遺族給付年金を受けることができる遺族がないとき。

二 遺族給付年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族給付年金を受けることができる遺族がなく、かつ、

当該協力援助者の死亡に関しすでに支給された遺族給付年金の額の合計額が前号の場合に支給される遺族給付一時金の額に満たないとき。

第八条の五 遺族給付一時金を受けることができる遺族は、協力援助者の死亡の当時において次の各号の一に該当する者とする。

一 配偶者

二 協力援助者の収入によつて生計を維持していた子、父母、孫、祖父

母及び兄弟姉妹

三 前二号に掲げる者以外の者で主として協力援助者の収入によつて生計を維持していたもの

四 第二号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族給付一時金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同

項第二号及び第四号に掲げる者のうちあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 協力援助者が遺言又は警察本部長に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、同項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族給付一時金を受けるものとする。

第八条の六 遺族給付一時金の額は、給付基礎額の四百倍に相当する額に次の各号に掲げる者の区分により、当該各号に定める率を乗じて得た額

(第八条の四第二号の場合にあつては、その額からすでに支給された遺族給付年金の額の合計額を控除した額)とする。

一 第八条の五第一項第三号に該当する者(次号に掲げる者を除く。)百分の百

二 第八条の五第一項第三号に該当する者(次号に掲げる者を除く。)百分の百

二 第八条の五第一項第三号に該当する者(次号に掲げる者を除く。)百分の百

当時十八歳未満若しくは五十五歳以上の三親等内の親族又は第七条第一項第四号に定める廃疾の状態にある三親等内の親族 百分の百七十五

三 第八条の五第一項第一号、第二号及び第四号に該当する者 百分の二百五十

2 第八条第二項の規定は、遺族給付一時金の額について準用する。

(遺族からの排除)

第八条の七 協力援助者を故意に死亡させた者その他協力援助者の死亡につき責めに任すべき者は、遺族給付を受けることができる遺族としない。

2 協力援助者の死亡前に、当該協力援助者の死亡によつて遺族給付年金

を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族給付年金を受けることができる遺族としない。

3 協力援助者の死亡前又は遺族給付年金を受けることができる遺族の当該遺族給付年金を受ける権利の消滅前に、当該協力援助者の死亡又は当該権利の消滅によつて遺族給付一時金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族給付一時金を

受けができる遺族としない。

4 遺族給付年金を受けることができる遺族を故意に死亡させた者は、遺族給付一時金を受けることができる遺族としない。協力援助者の死亡前に、当該協力援助者の死亡によって遺族給付年金を受けることができる遺族となるべき者を故意に死亡させた者も、同様とする。

5 遺族給付年金を受けることができる遺族が、遺族給付年金を受けることができる先順位又は同順位の他の遺族を故意に死亡させたときは、その者は、遺族給付年金を受けることができる遺族でなくなる。この場合において、その者が遺族給付年金を受ける権利を有する者であるときは、その権利は、消滅する。

6 第八条の二第一項後段の規定は、前項後段の場合に準用する。

(年金たる給付の支給期間等)

第八条の八 障害給付年金又は遺族給付年金（以下「年金たる給付」といいう。）の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わるものとする。

2 年金たる給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。

3 年金たる給付は、毎年三月、六月、九月及び十二月の四期に、それぞれの前月分までを支払う。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年金たる給付は、支払期月でない月であつても、支払うものとする。

4 前項の規定により年金たる給付の支払を行なう場合には、当該給付の年額を一二で除して得た額に支払うべき月数を乗じて得た額を支払うものとする。

(年金たる給付の支払の調整)

第八条の九 年金たる給付の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる給付が支払われたときは、その支払われた年金たる給付は、その後に支払うべき年金たる給付の内払とみなすことができる。年金たる給付を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金たる給付が支払われた場合における当該年金たる給付の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

第十条を次のように改める。

(死亡の推定)

第十一条 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその船舶に乗つていた協力援助者若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中に行方不明となつた協力援助者の生死が三箇月間わからない場合又はこれらの協力援助者の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族給付及び葬祭給付の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又は協力援助者が行方不明となつた日に、当該協力援助者は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際にその航空機に乗つていた協力援助者若しくは航空機に乗つていてその航空機の航行中に行方不明となつた協力援助者の生死が三箇月間わからない場合又はこれらの協力援助者の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合にも、同様とする。

第十一條の次に次の二条を加える。

(未支給の給付)

第十一條の二 紙付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、そ
の死亡した者に支給すべき給付でまだその者に支給しなかつたものがあ
るとときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつ
て、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの（遺族給付、
年金については、当該遺族給付年金を受けることができる他の遺族）に、
これを支給する。

2. 前項の規定による給付を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序
(遺族給付年金については、第七条第三項に規定する順序)とする。

3. 第一項の規定による給付を受けるべき順位者が二人以上あるときは、
その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合におい
て、その一人にした支給は、全員に対するものとみなす。

別表身体障害の欄中「そしやく」を「咀嚼」に、「上肢」を「上肢」に、
「下肢」を「下肢」に、「耳かく」を「耳殻」に、「せき柱」を「脊柱」
に、「外ぼう」を「外貌」に、「こう丸」を「墨丸」に、「ひ臓」を「脾
臓」に、「じん臓」を「腎臓」に、「視野狭さく」を「視野狭窄」に、「そ
しやく」を「咀嚼」に、「歯科補てつ」を「歯科補綴」に、「耳かく」を
「耳殻」に、「ろく骨」を「肋骨」に、「肩こう骨」を「肩胛骨」に、

「がん固」を「頑固」に改め、同表四級の項中「九〇一」を「一六四」に
改め、同表五級の項中「七九〇」を「一四二」に改め、同表六級の項中
「六七〇」を「一二〇」に改め、同表七級の項倍数の欄中「五六〇」を
「一〇〇」に改め、同項身体障害の欄中第一〇号を第一三号とし、第九号
を第一二号とし、第八号を第一一号とし、第七号を第八号とし、同号の次

に次の二号を加える。

九 一下肢に仮関節を残し、著しい障害を残すもの
一〇 一下肢に仮関節を残し、著しい障害を残すもの

別表七級の項身体障害の欄中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、
第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 神経系統の機能に著しい障害を残し、軽易な労務以外の労務に服す
ことができるもの

別表八級の項身体障害の欄中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五
号から第一二号までを一号ずつ繰り上げる。

別表の備考第一号中「きよう正視力」を「矯正視力」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十二年四月一日から適
用する。

(経過措置)

第二条 この条例による改正前の警察官の職務に協力援助した者の災害給
付に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定による第一種障害給
付及び休業給付のうち昭和四十一年四月一日（以下「適用日」という。）
の前日までの間に係る分並びに旧条例の規定による第二種障害給付、遺
族給付及び葬祭給付のうちその給付すべき事由が適用日の前日までに生
じたものの支給については、なお従前の例による。

第三条 適用日において現に旧条例の規定による第一種障害給付を受ける
ことができる者には、同日以後この条例による改正後の警察官の職務に
協力援助した者の災害給付に関する条例（以下「新条例」という。）の

規定による障害給付年金を支給する。

第四条 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において旧条例の規定による第二種障害給付又は遺族給付を支給された者で新条例の規定による障害給付年金又は遺族給付年金を受けることができるものに係る当該第二種障害給付又は遺族給付の額は、新条例の規定による障害給付年金又は遺族給付年金の支給額とみなす。

2 前項の者に対しては、次の各号に掲げる額の合計額が当該第二種障害給付又は遺族給付の額に達するまでの間、障害給付年金又は遺族給付年金の支給を停止する。

一 当該第二種障害給付又は遺族給付が支給された月の翌月から一年を経過した月前に支給されるべき障害給付年金又は遺族給付年金の額

二 当該第二種障害給付又は遺族給付が支給された月の翌月から一年を経過した月以後各月に支給されるべき障害給付年金又は遺族給付年金の額を、百分の五にその経過した年数（当該年数に一未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額の合計額

第五条 新条例の規定による遺族給付一時金のうち適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に給付の事由が生じたものの額は、給付基礎額の千倍に相当する額とする。

第六条 新条例の規定による障害給付年金及び休業給付（適用日の前日までに給付の事由が生じたものに限る。）のうち適用日以後の期間について支給すべきものに係る給付基礎額については、新条例第三条第二項及び第三項の規定の例によるものとする。

第七条 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において旧条例の

規定による給付（適用日の前日までに給付の事由が生じた給付で適用日の前日までの間に係るものと除く。）として支払われた金額は、附則第四条第一項の規定に該当する場合のほか、これに相当する新条例の規定による給付の内払いとみなす。

（遺族給付の支給に関する暫定措置等）

第八条 この条例の施行の日から五年以内に協力援助者が死亡した場合における当該死亡に係る遺族給付年金を受ける権利を有する遺族が遺族給付年金の最初の支払に先立つて申し出たときは、給付基礎額の四百倍に相当する額を一時金として支給する。

2 附則第四条第二項の規定は、前項の一時金が支給される場合における当該協力援助者の死亡に係る遺族給付年金の支給について準用する。この場合において、同項中「当該第二種障害給付又は遺族給付」とあるのは「当該一時金」と、「障害給付年金又は遺族給付年金」とあるのは「遺族給付年金」と読み替えるものとする。

3 第一項の一時金は、新条例の規定の適用については、遺族給付年金とみなす。

第九条 前条の規定は、新条例の規定により遺族給付年金を受けることができる者で旧条例の規定による遺族給付の支給を受けていないものに対して新条例の規定による遺族給付年金を支給する場合に準用する。この場合において、同条第一項中「この条例の施行の日から五年以内」とあるのは、「適用日からこの条例の施行の日の前日までの間」と読み替えるものとする。

鳥取県教育課程審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十二年七月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十二号

鳥取県教育課程審議会条例の一部を改正する条例

鳥取県教育課程審議会条例（昭和四十年三月鳥取県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 学識経験者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十二年七月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十三号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

附 則

この条例は、昭和四十二年八月一日から施行する。